

「従業員の健康管理等に関するアンケート」調査結果の概要

東京労働局では、労働者の心身両面にわたる健康確保対策を推進しているが、その一環として、今回、企業における過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を中心とする健康管理状況を確認するための調査を実施したものである。

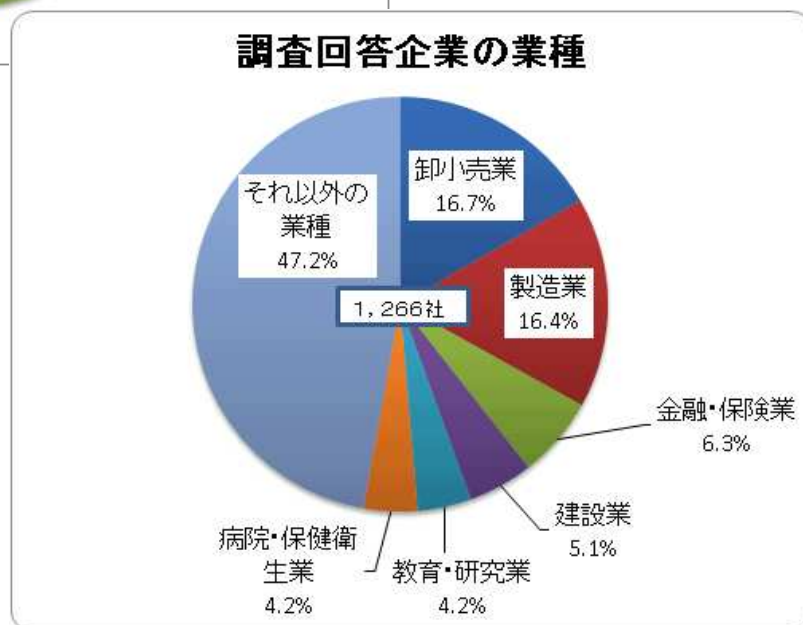
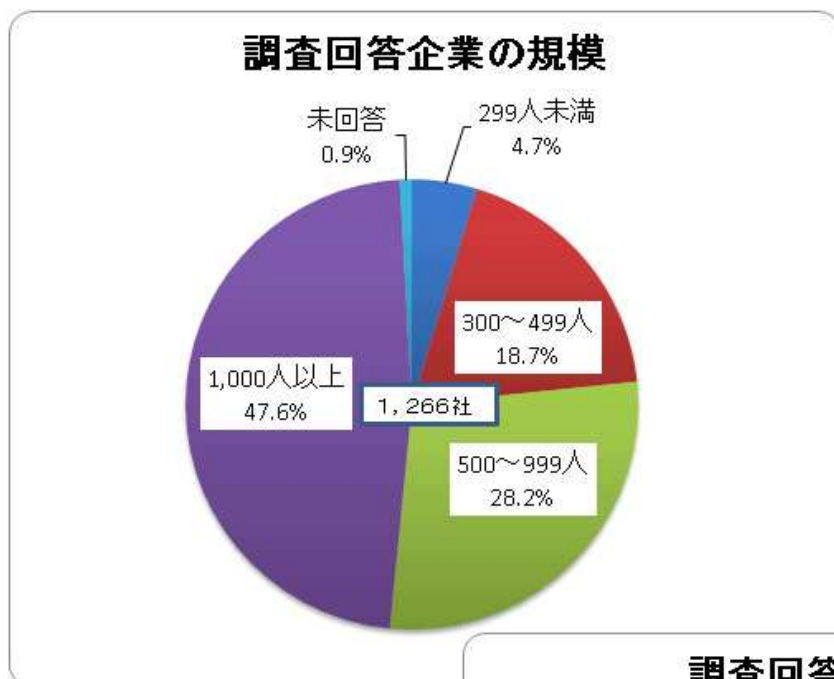
同様の調査は、平成14年度、15年度、16年度及び19年度(以下「前回4調査」という。)にも実施しているが、平成19年度までの調査で「メンタルヘルス対策」を重視する企業が増加してきていることからこれに関連する設問を追加した。

調査は、都内に本社を置く規模(労働者数)300人以上の企業(4,085社)を対象にし、平成22年9月に通信調査により実施した。

回答は、1,266社(回答率31.0%)から得られ、回答の結果、規模300人未満の企業が59社(4.7%)あったが、これも含めて集計した。

回答企業の規模は、1,000人以上が47.6%であり、約半数を占めている。

業種では、卸小売業16.7%、製造業16.4%、金融・保険業6.3%、建設業5.1%となっている。



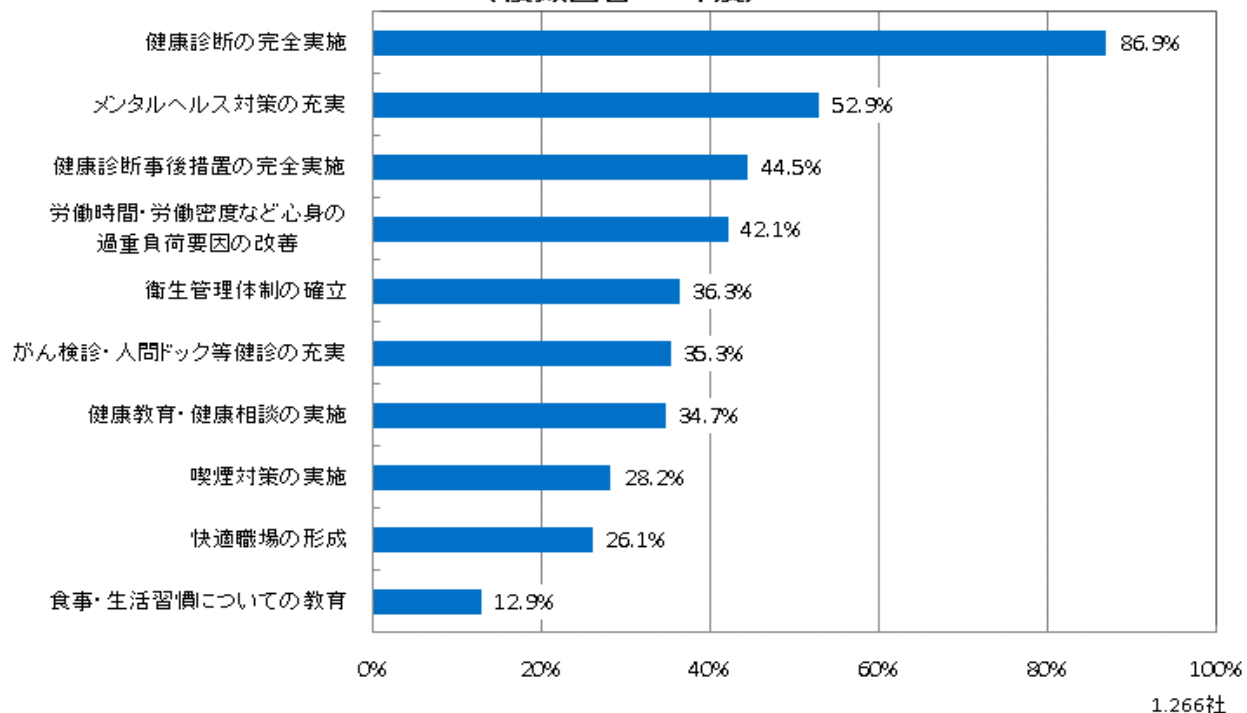
§1 心身の健康確保対策の現状について

1 心身の健康確保のために重視し、実際に対応している事項として最も多いのは「健康診断の完全実施」であり、次に「メンタルヘルス対策の充実」となっている。

心身の健康確保のために重視し、実際に対応している事項(複数回答)は、「健康診断の完全実施」としている企業が86.9%と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策の充実」が52.9%、「健康診断事後措置の完全実施」が44.5%、「労働時間・労働密度など心身の過重負荷要因の改善」が42.1%となっている。これまでの調査(前回4調査)から見ると、「メンタルヘルス対策の充実」、「労働時間・労働密度など心身の過重負荷要因の改善」が増加傾向を続けている。

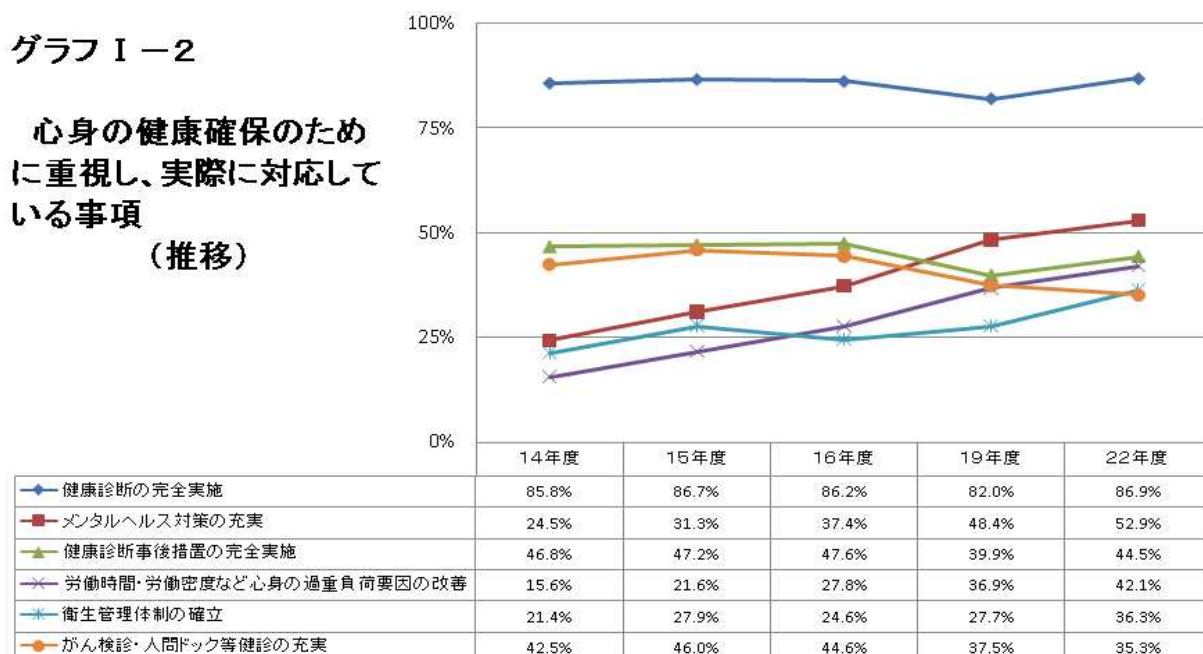
(グラフ - 1、 - 2)

グラフ I - 1 心身の健康確保のために重視し、実際に対応している事項
(複数回答・22年度)



グラフ I - 2

心身の健康確保のために重視し、実際に対応している事項
(推移)

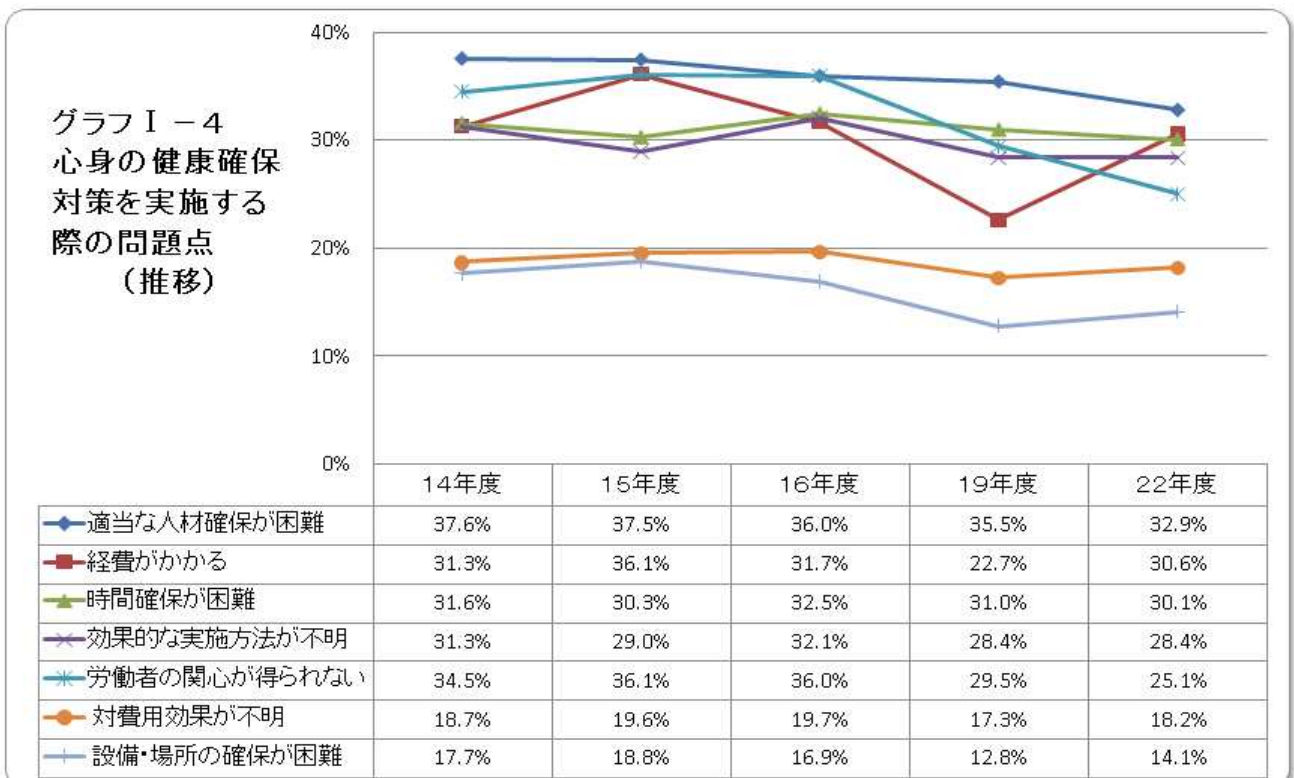
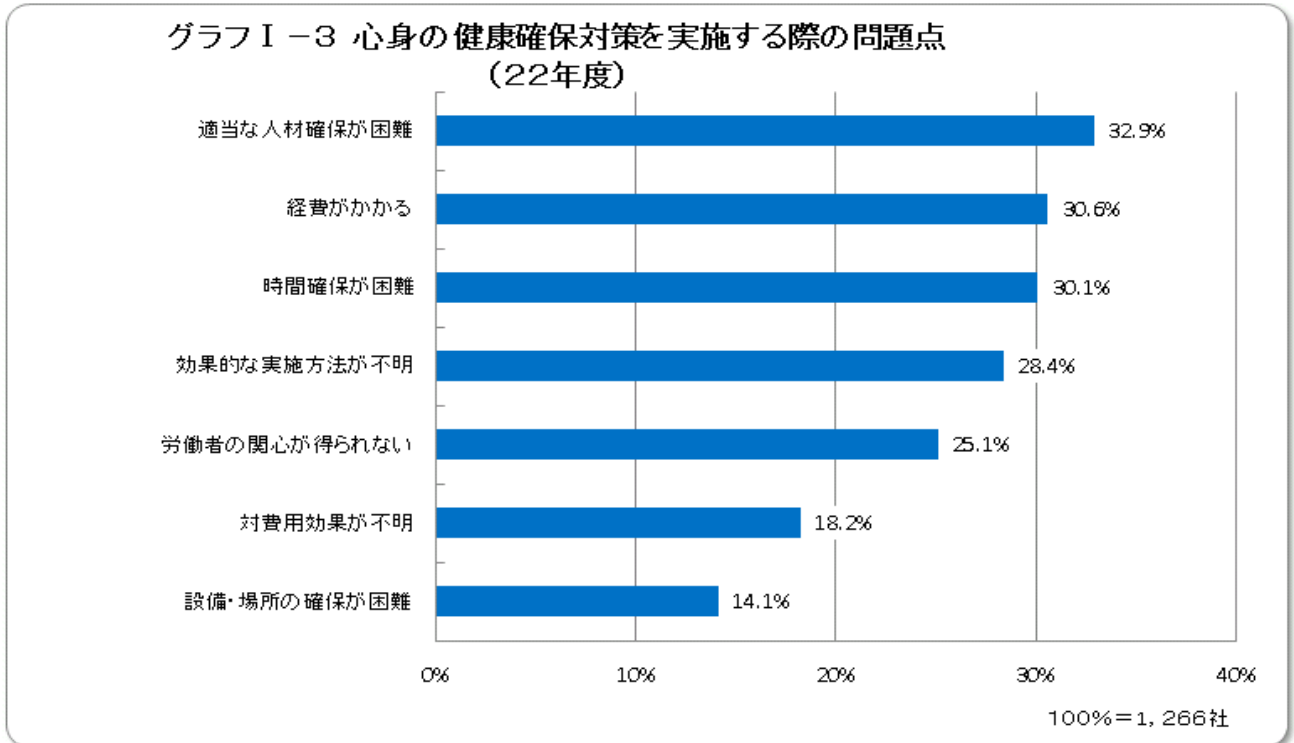


2 心身の健康確保対策を実施する際の問題点として

最も多いのは「適当な人材確保が困難」で32.9%

心身の健康確保対策を実施する際の問題点(複数回答)は、「適当な人材確保が困難」が32.9%と最も多く、以下、「経費がかかる」30.6%、「時間確保が困難」30.1%、「効果的な実施方法が不明」28.4%、「労働者の関心が得られない」25.1%などとなっている。前回4調査と比較すると、「適当な人材確保が困難」は、徐々に減少傾向に見られ、「労働者の関心が得られない」は、平成16年度調査より約10%減少した。

(グラフ - 3、 - 4)



3 過重労働に関連する脳・心臓疾患発症の懸念があるとしている企業は、全体の41.9%

今後、脳・心臓疾患の「発症が懸念される」とした企業は、41.9%である。その中で、「過去3年程度の間には過重労働が関連したと思われる健康障害の発症例があった」とする企業は、2.3%であるが、「発症例はないが発症が懸念される」としている企業は、39.7%である。

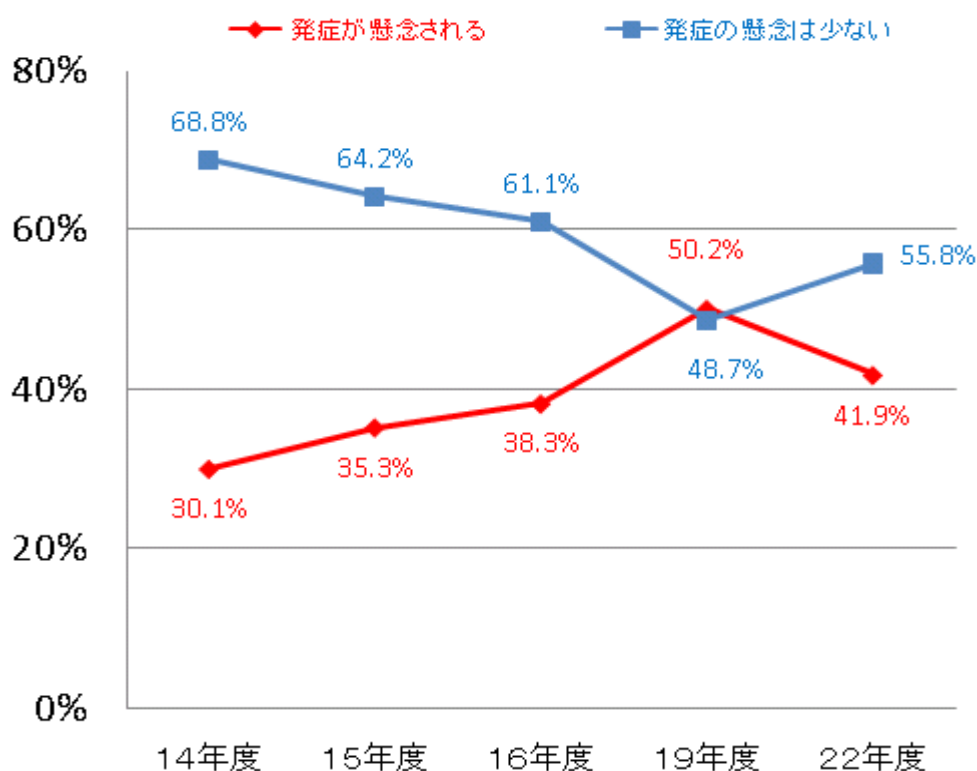
なお、前回までの調査では「発症が懸念される」としている企業は、比率を高めてきたが、今回の調査では、8.3ポイント減少した。

(表 - 1, グラフ - 5)

表 - 1 《過重労働に関連する脳・心臓疾患の発症の認識》 (社.(%))

区 分	14年度	15年度	16年度	19年度	22年度
ア 発症が懸念される	455 (30.1)	390 (35.3)	410 (38.3)	686 (50.2)	531 (41.9)
(発症例あり)	29 (1.9)	13 (1.2)	33 (3.1)	52 (3.8)	29 (2.3)
(発症例なし)	426 (28.2)	377 (34.1)	377 (35.2)	634 (46.4)	502 (39.7)
イ 発症の懸念は少ない	1038 (68.8)	710 (64.2)	654 (61.1)	666 (48.7)	706 (55.8)
(発症例あり)	35 (2.3)	27 (2.4)	20 (1.9)	42 (3.1)	42 (3.3)
(発症例なし)	1003 (66.5)	683 (61.8)	634 (59.2)	624 (45.6)	664 (52.4)
ウ 無回答	16 (1.1)	6 (0.5)	7 (0.7)	15 (1.1)	29 (2.3)

グラフ I - 5 脳・心臓疾患の発症の懸念



4 過重労働に関連する精神疾患発症の懸念があるとしている企業は、49.1%

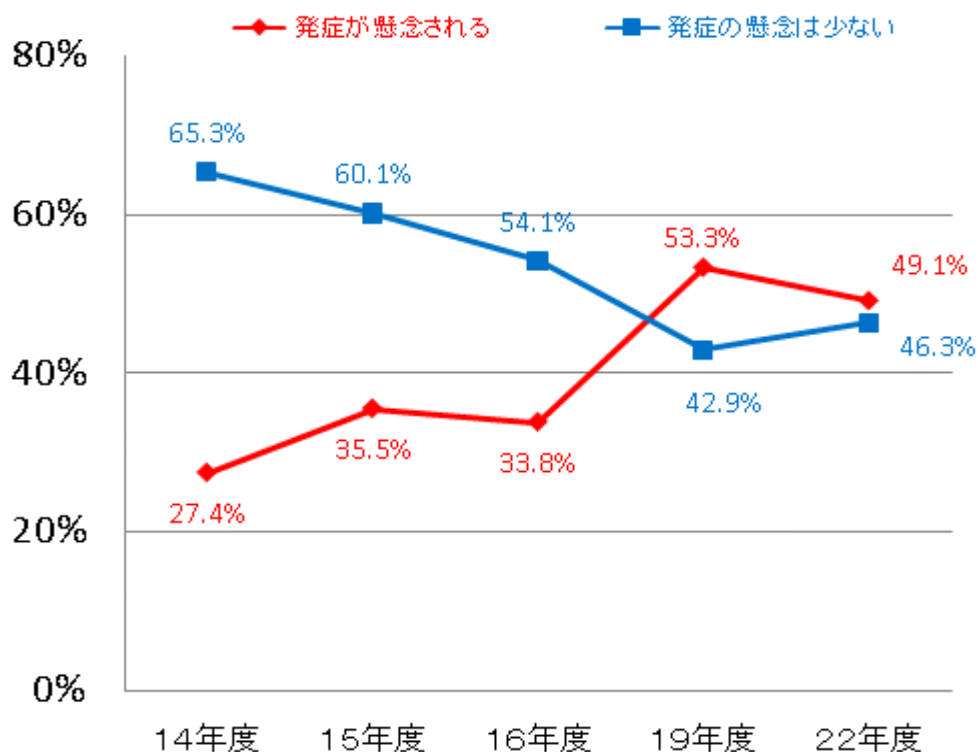
今後、過重労働に関連する精神疾患の「発症が懸念される」としている企業は、49.1%である。「過去3年程度の間には過重労働も関連したと思われる精神疾患の発症例があり今後の発症懸念がある」とする企業が、16.7%であり、調査回数を重ねるごとに比率を高めている。「発症の懸念は少ない」と回答した企業のなかでも「発症例あり」は7.5%と16年度調査以降増加している。

なお、「発症が懸念される」企業は、前回までは比率を高めてきたが、今回の調査では、4.2ポイント減少した。(表 - 2, グラフ - 6)

表 - 2 《過重労働に関連する精神疾患の発症の認識》 (社.(%))

区分	14年度	15年度	16年度	19年度	22年度
ア 発症が懸念される	414 (27.4)	393 (35.5)	362 (33.8)	729 (53.3)	621 (49.1)
(発症例あり)	70 (4.6)	60 (5.4)	74 (6.9)	186 (13.6)	211 (16.7)
(発症例なし)	344 (22.8)	333 (30.1)	288 (26.9)	543 (39.7)	410 (32.4)
イ 発症の懸念は少ない	985 (65.3)	665 (60.1)	579 (54.1)	587 (42.9)	586 (46.3)
(発症例あり)	53 (3.5)	33 (3.0)	34 (3.2)	79 (5.7)	95 (7.5)
(発症例なし)	932 (61.8)	632 (57.1)	545 (50.9)	508 (37.2)	491 (38.8)
ウ 無回答	110 (7.3)	48 (4.3)	130 (12.1)	51 (3.7)	59 (4.7)

グラフ I - 6 精神疾患の発症の懸念



また、過重労働の有無にかかわらず、過去3年程度の間に、精神障害の発症例があった企業は85.8%にのぼる。この内、発症例があり今後も発症が懸念される企業は72.4%である。

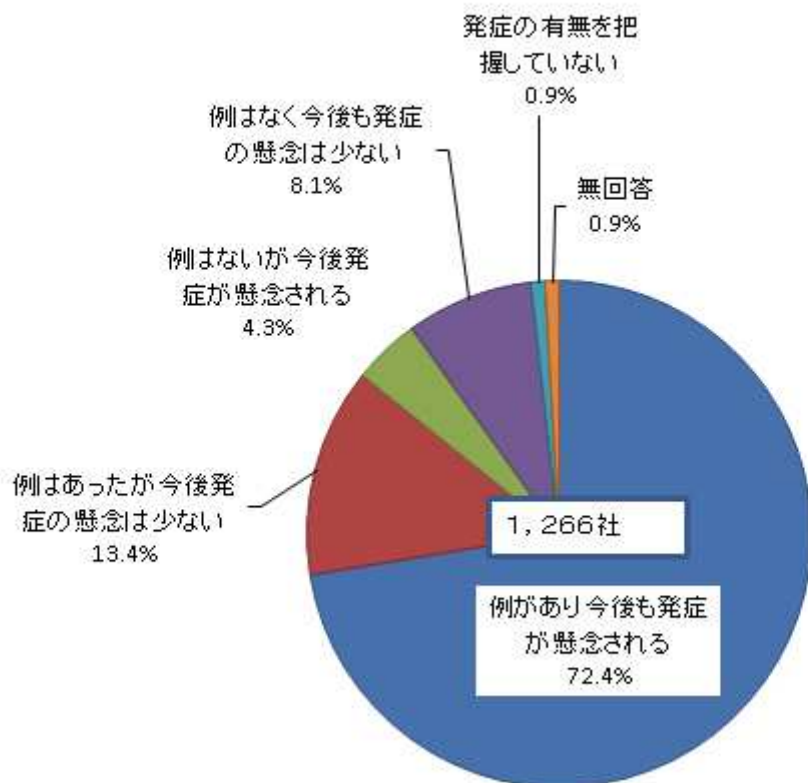
(表 - 3、グラフ - 7)

表 - 3 《精神疾患発症例の有無等》

(社、(%))

精神疾患発症例の有無等		事業場数	割合	有無の割合
例有	例があり今後も発症が懸念される	917	72.4	85.8
	例はあったが今後発症の懸念は少ない	169	13.4	
例無	例はないが今後発症が懸念される	55	4.3	12.4
	例はなく今後も発症の懸念は少ない	102	8.1	
発症の有無を把握していない		11		0.9
無回答		12		0.9

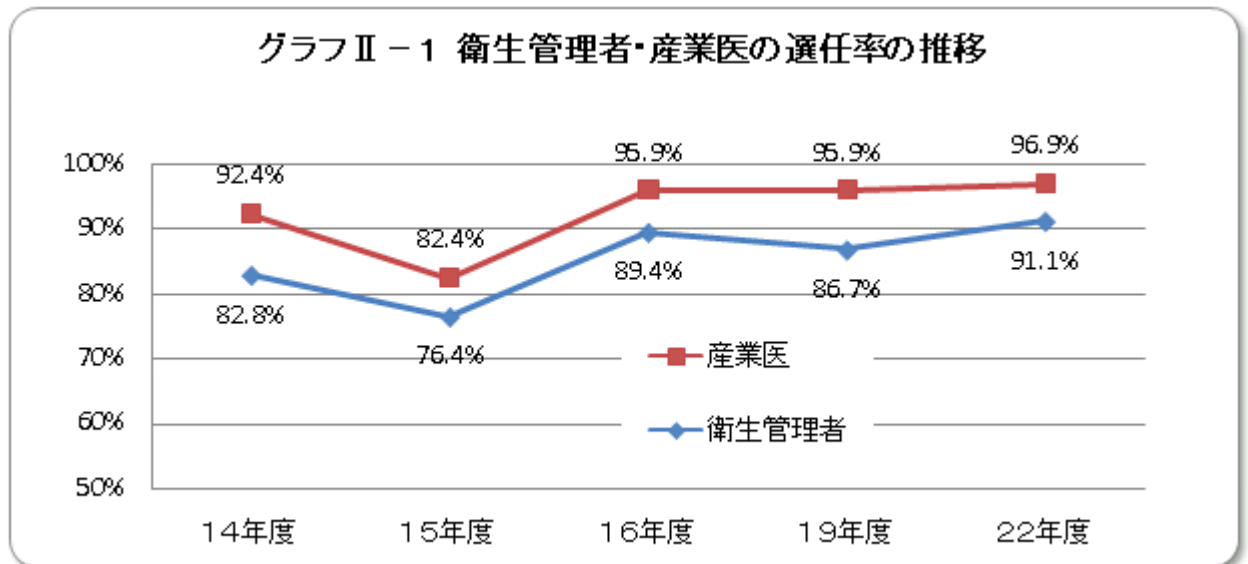
グラフ I - 7 精神疾患発症例の有無等



§ 労働安全衛生法により衛生管理体制の整備が義務づけられている事業場(本社所属の労働者が50人以上の事業場)の衛生管理体制の整備状況について

1 衛生管理者及び産業医の選任率は、それぞれ91.1%、96.9%

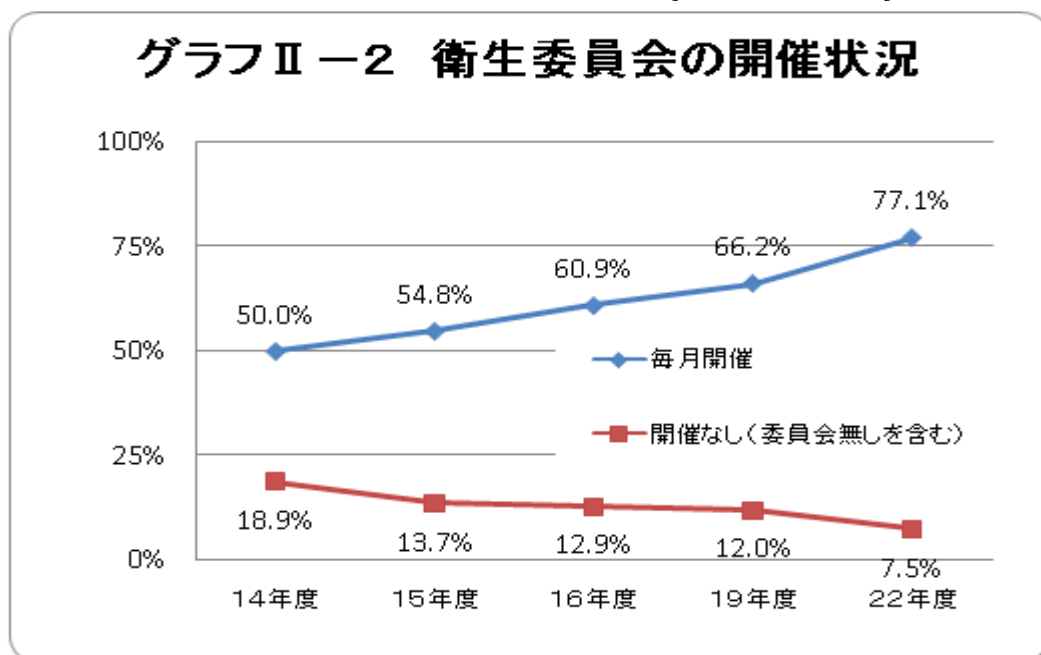
衛生管理者、産業医の選任が義務づけられている常時使用労働者数50人以上となる企業の本社(事業場)は、1,009社である。そのうち衛生管理者が選任されている事業場は、91.1%、産業医が選任されている事業場は、96.9%である。これらの選任率は、15年度の調査で低下したが、これを除けば徐々に上昇している。(グラフ - 1)



2 衛生委員会が毎月開催されているのは、77.1%

衛生委員会を設置している事業場は、96.3%であるが、月1回以上の開催が必要な衛生委員会を「毎月開催している」事業場は77.1%に止まっている。なお、未設置を含め「全く開催していない」は7.5%である。

前回4調査と比較すると、衛生委員会を毎月開催する事業場の割合は、調査ごとに増加し、「開催なし」は、減少してきている。(グラフ - 2)



3 産業医が常駐又は毎月来社している企業は、58.6%

事業場の健康管理等を的確に行うため、産業医は月1回以上職場を巡視しなければならないとされているが、「常駐している」とする企業及び「月1回以上来社する」としている企業を合わせた割合は、増加しているものの、なお58.6%と50%台に止まっている。

また、「来社なし」の企業は、16.7%と以前の調査と同様の結果である。

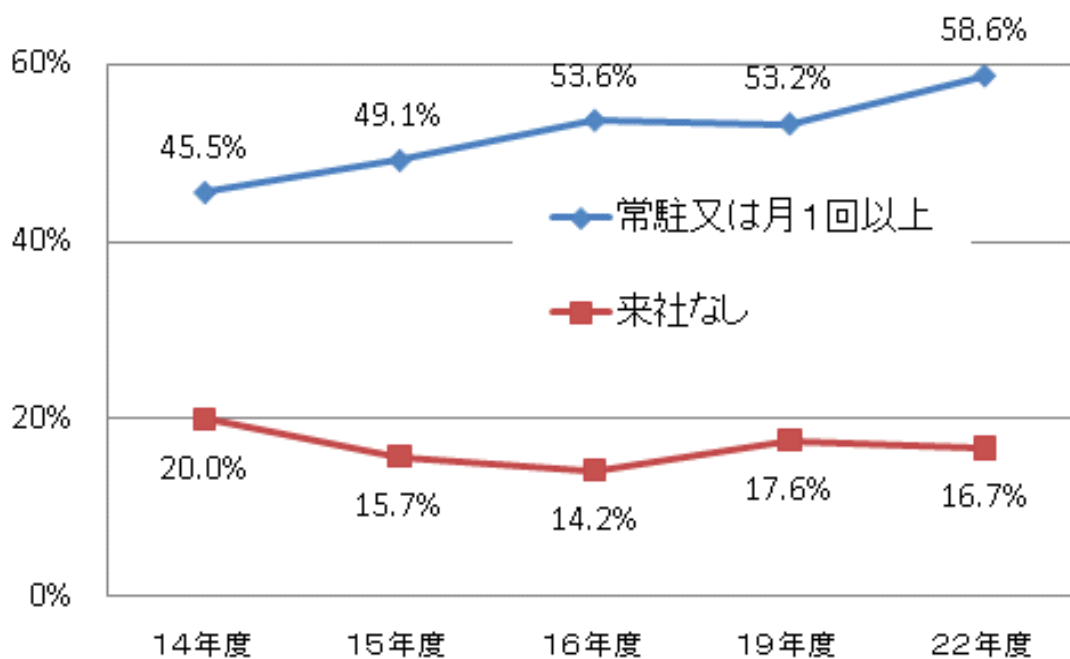
(表 - 1、グラフ - 3)

表 - 1《産業医の来社回数》

(社.(%))

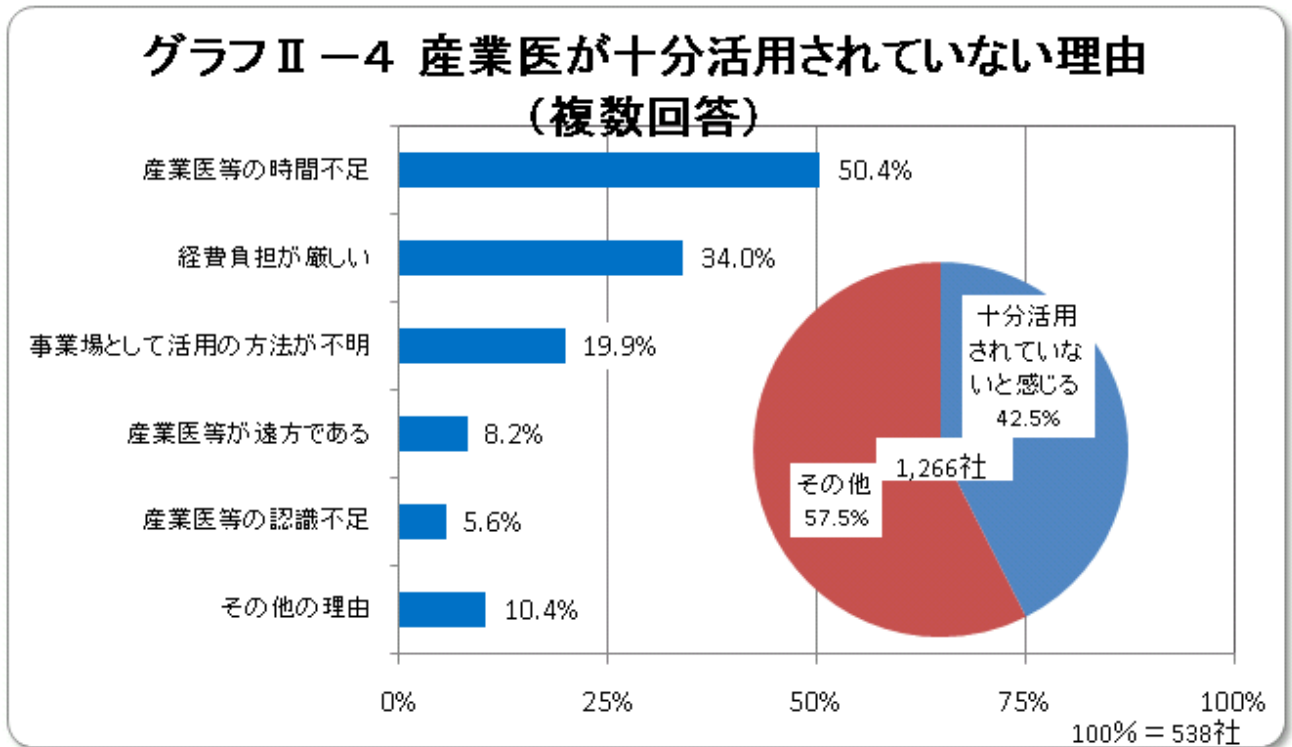
	常駐	月1回以上	年に数回	年に1~2回	来社なし	無回答	合計
22年度	174 (13.7)	569 (44.9)	175 (13.8)	122 (9.6)	211 (16.7)	15 (1.2)	1266 (100.0)
19年度	186 (13.6)	542 (39.6)	222 (16.2)	151 (11.0)	241 (17.6)	25 (1.8)	1367 (100.0)
16年度	114 (13.1)	352 (40.5)	164 (18.9)	116 (13.4)	123 (14.2)	0 (0.0)	869 (100.0)
15年度	100 (11.1)	343 (38.0)	174 (19.3)	140 (15.5)	142 (15.7)	3 (0.3)	902 (100.0)
14年度	127 (10.9)	401 (34.6)	205 (17.7)	181 (15.6)	232 (20.0)	14 (1.2)	1160 (100.0)

グラフⅡ-3 産業医の来社状況

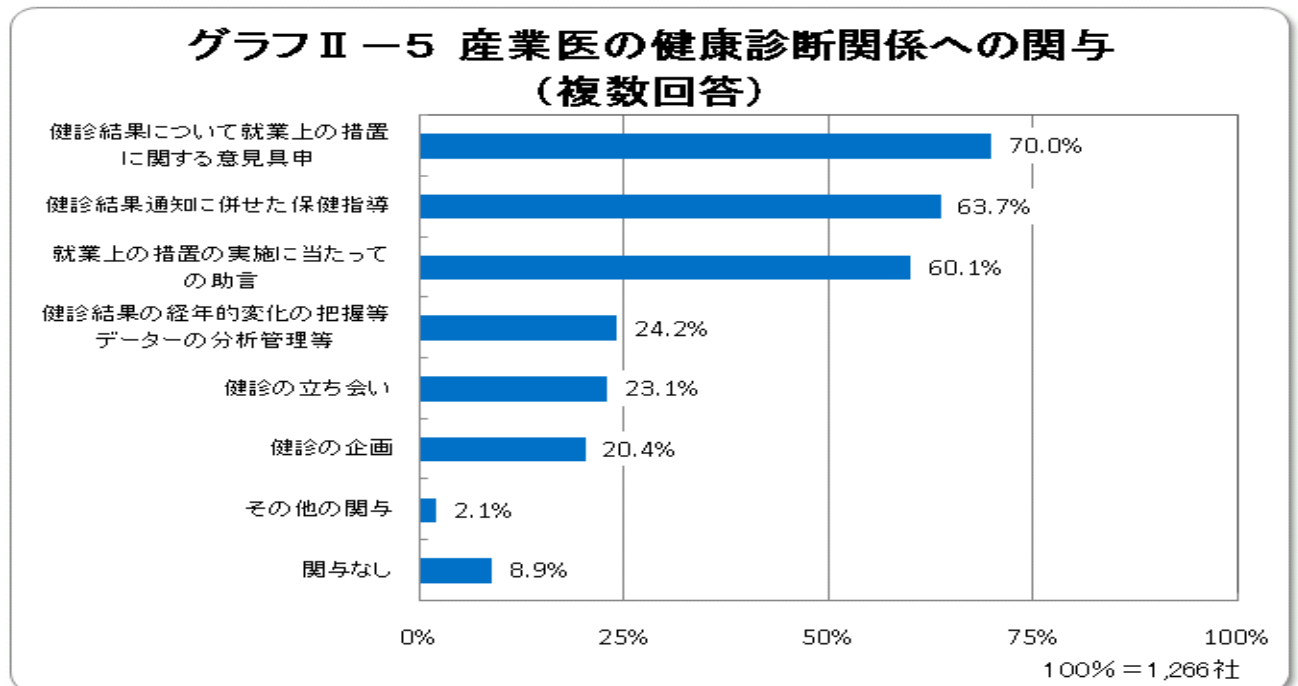


4 産業医が十分活用されていないと感じている企業は、42.5%

産業医が十分に活用されていないと感じている企業は、42.5%であり、その主な理由として挙げられているのは「産業医等の時間不足」50.4%で、次いで、「経費負担が厳しい」34.0%、「事業場としての活用方法が不明」19.9%である。
(グラフ - 4)

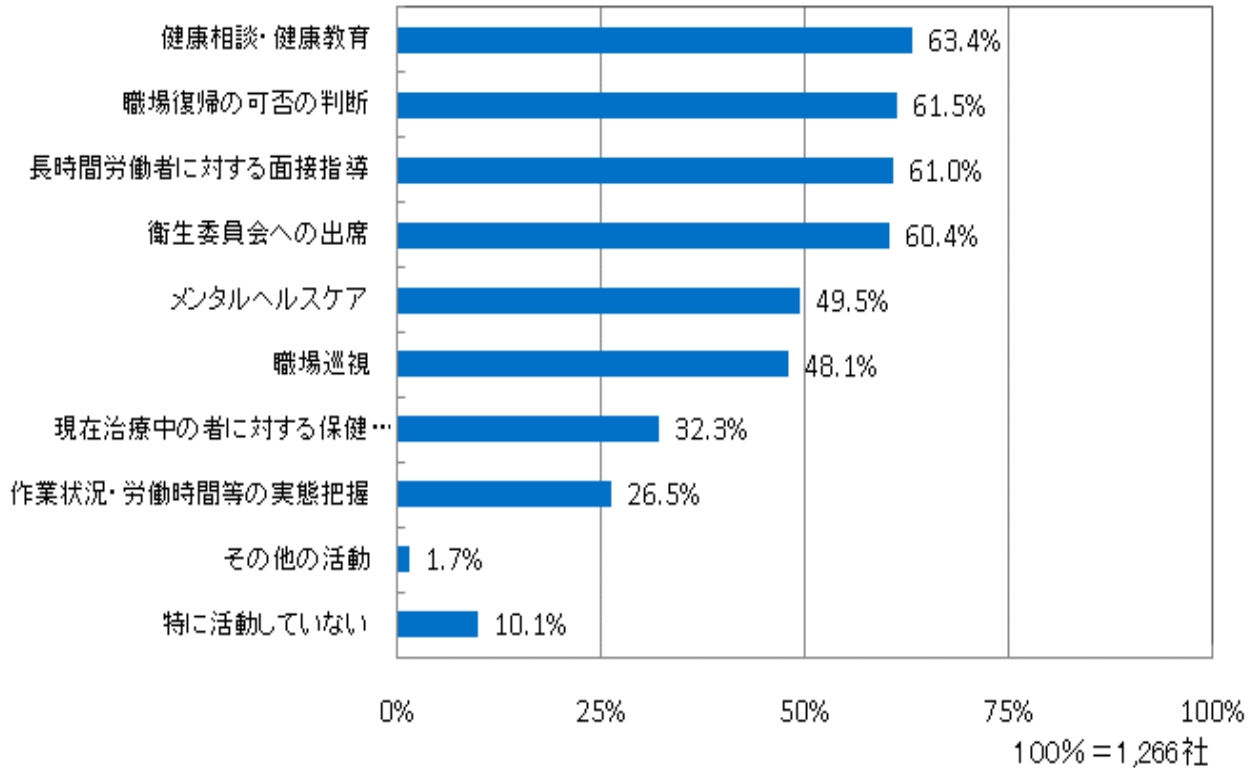


産業医の活動内容においては、健康診断への関与では「健診結果について就業上の措置に関する意見具申」が70.0%と最も多く、次いで「健診結果通知に併せた保健指導」が63.7%、「就業上の措置の実施に当たっての助言」が60.1%となっている。(グラフ - 5)



健康診断以外では「健康相談・健康教育」63.4%、「職場復帰の可否の判断」61.5%、「長時間労働者に対する面接指導」61.0%、「衛生委員会への出席」60.4%が上位を占めているほか、「メンタルヘルスケア」も49.5%となっている。（グラフ - 6）

**グラフⅡ-6 産業医の健康診断関係以外での活動
(複数回答)**

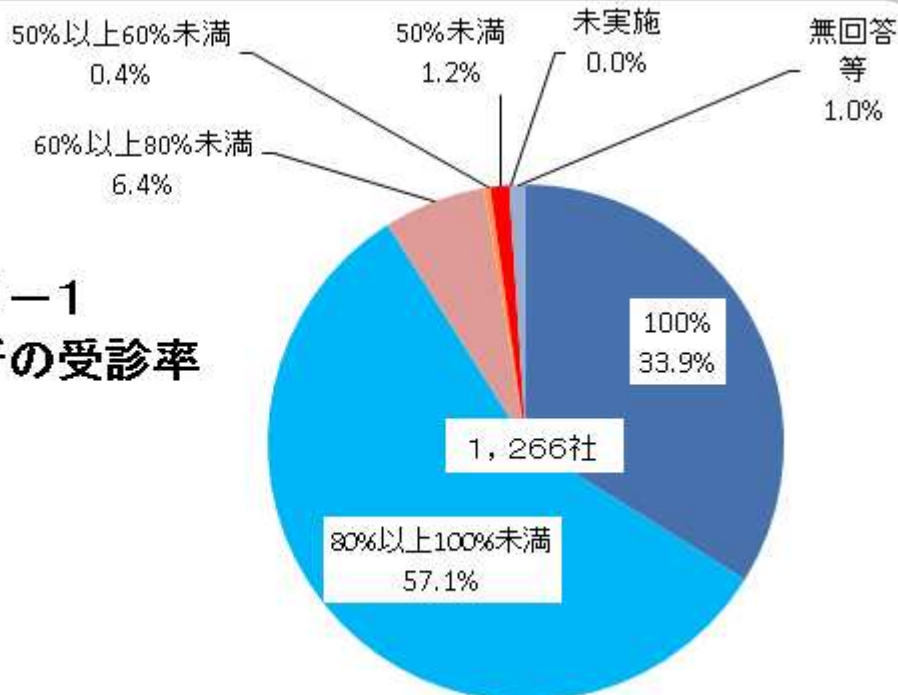


§ 健康診断実施状況について

定期健康診断の受診率は、高水準

定期健康診断の受診率は、100%の企業が33.9%、80%以上(100%を含む。)では91.0%となっており、定着している状況がうかがえ、健康診断結果の全労働者への通知も、97.4%で実施されている。(グラフ - 1、 - 2)

グラフⅢ-1
定期健康診断の受診率



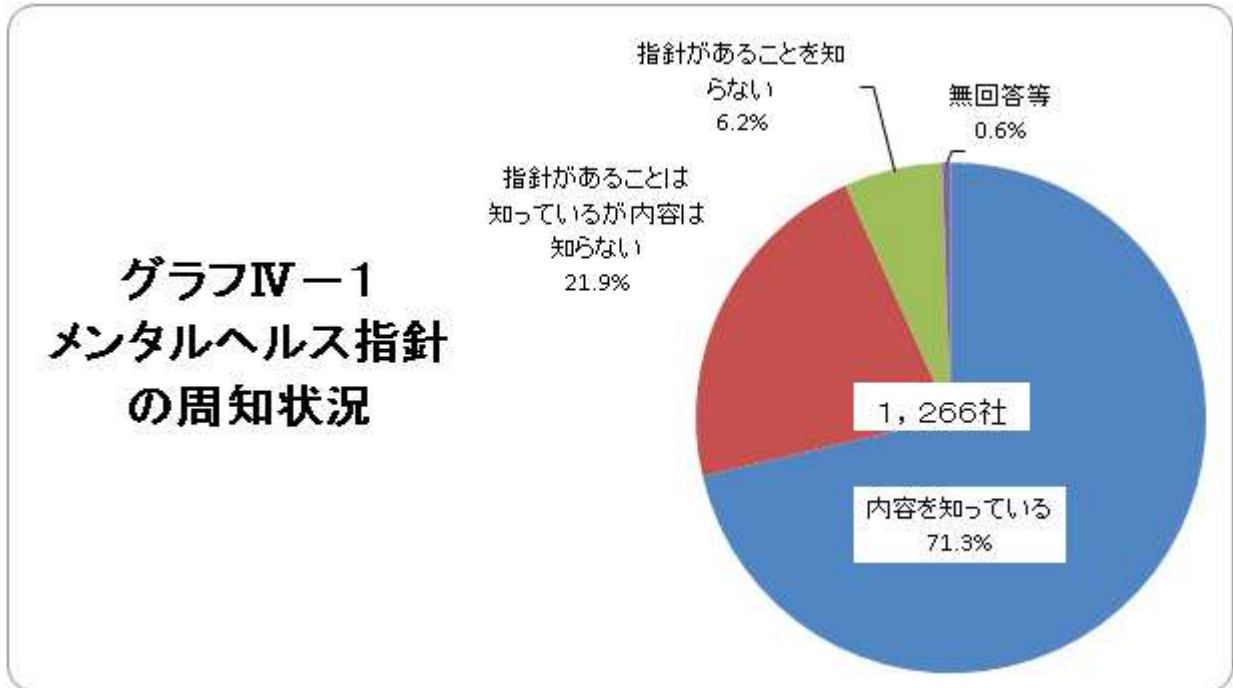
グラフⅢ-2
健康診断結果の労働者への通知状況



§ メンタルヘルス対策について

1 メンタルヘルス指針の内容を知っている企業は、71.3%

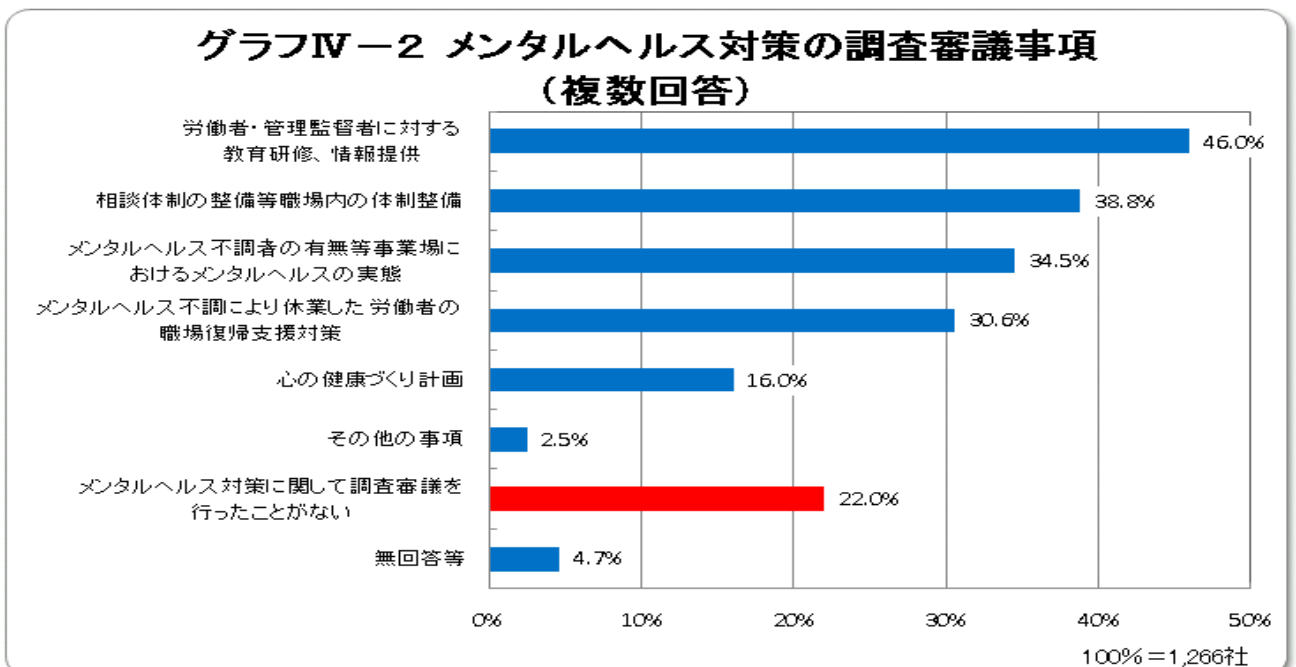
メンタルヘルス指針（労働者の心の健康の保持増進のための指針・平成18年3月厚生労働省策定）の内容を知っている企業は、71.3%である。内容は知らないがこの指針の存在を知っている企業は、21.9%であり、併せて93.2%である。（グラフ - 1）



2 衛生委員会でメンタルヘルス対策に関して

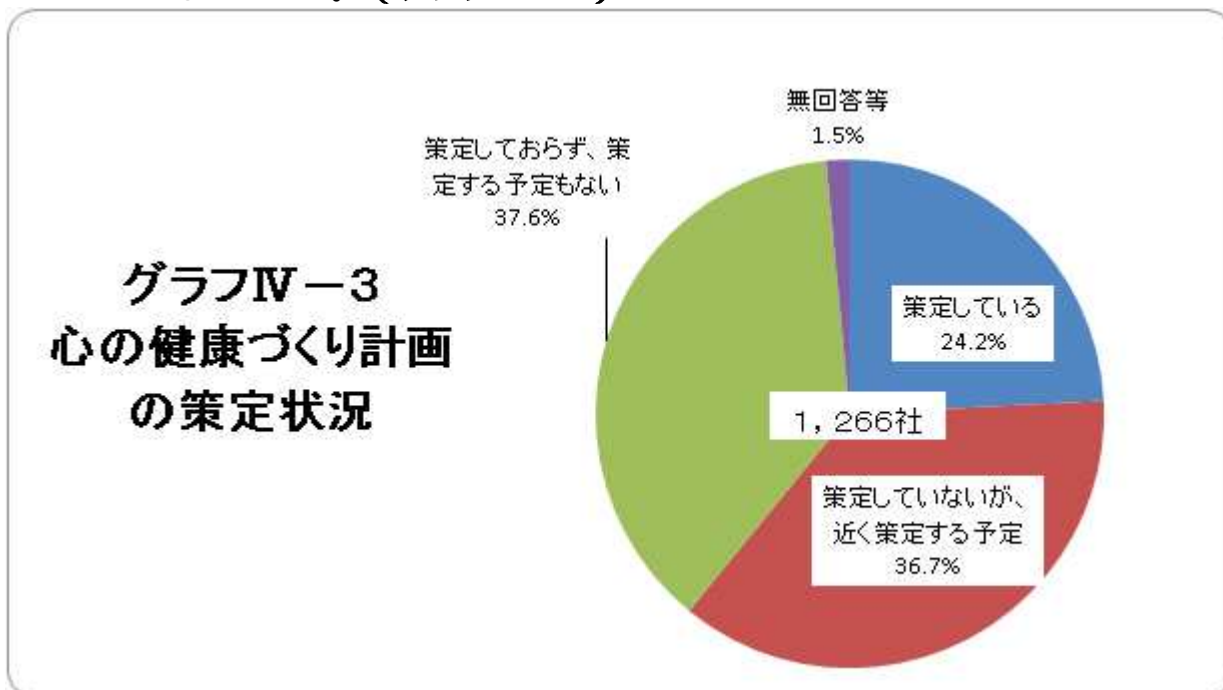
調査審議を行ったことがない企業は、22.0%

衛生委員会でのメンタルヘルス対策の調査審議事項は、「労働者・管理監督者に対する教育研修、情報提供」46.0%、「相談体制の整備等職場内の体制整備」38.8%などであるが、5社に1社（22.0%）は、メンタルヘルス対策に関して調査審議を行ったことがない。（グラフ - 2）



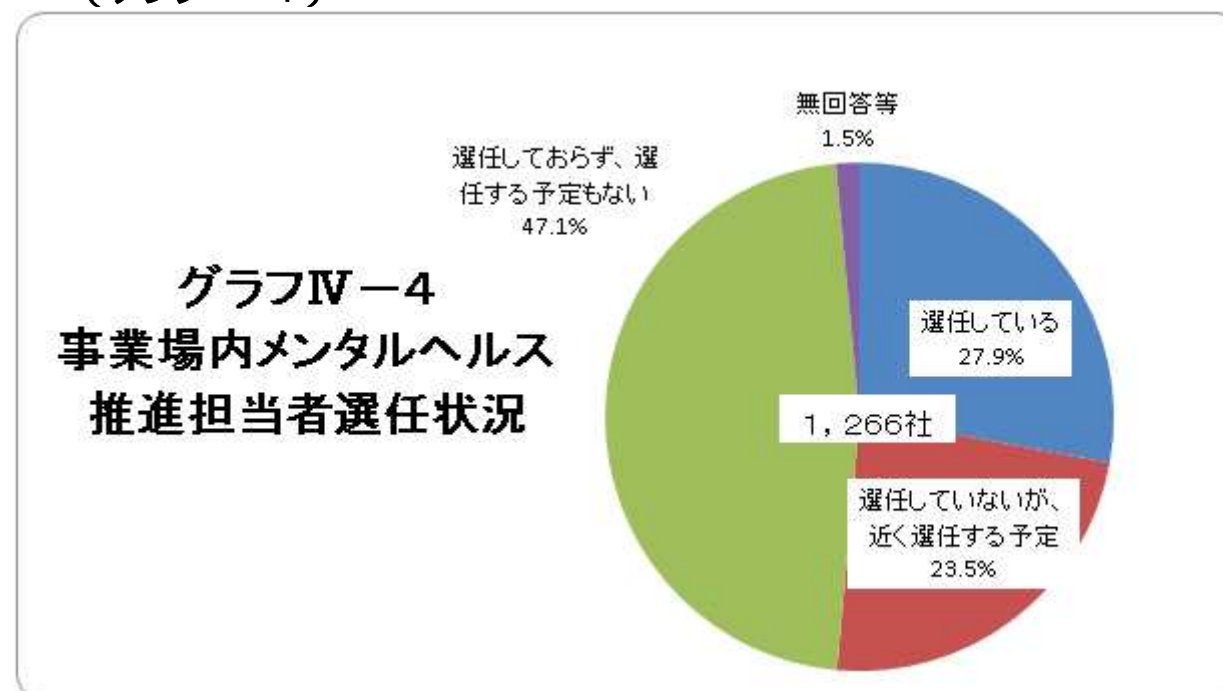
3 「心の健康づくり計画」を策定している企業は、24.2%

「心の健康づくり計画」を策定している企業は、24.2%である。策定していないが「近く策定する予定」は、36.7%、今後も「策定する予定もない」は、37.6%となっている。（グラフ - 3）



4 メンタルヘルス推進担当者を選任している企業は、27.9%

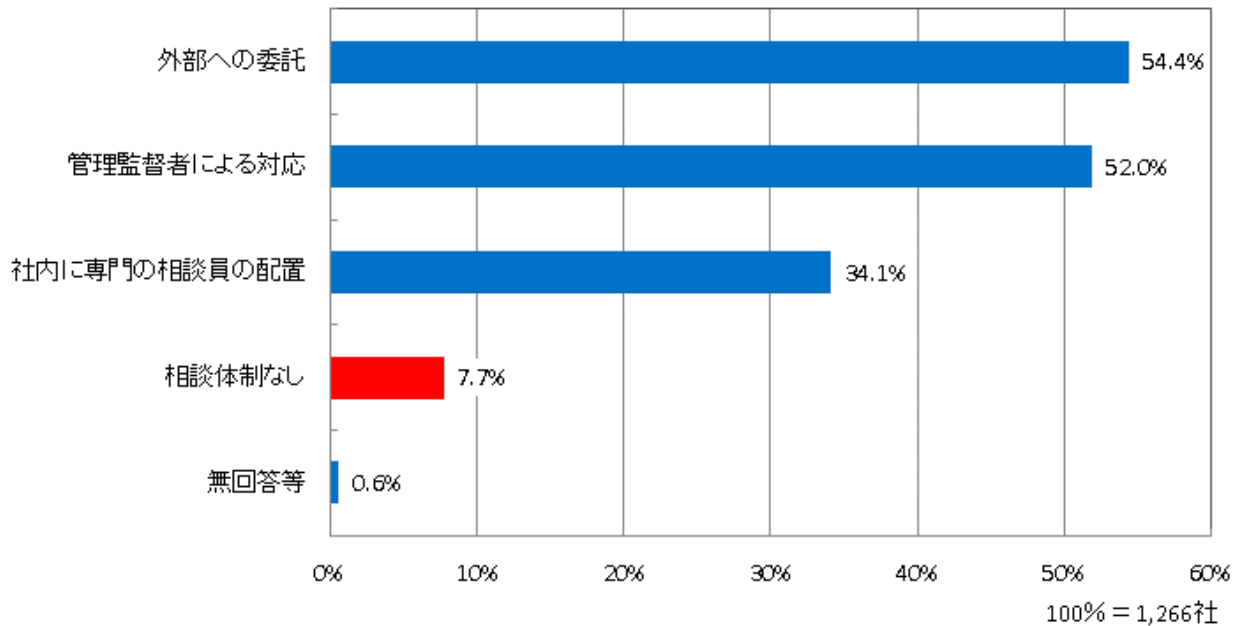
メンタルヘルスケアの推進の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任している企業は、27.9%である。選任していないが「近く選任する予定」は、23.5%、今後も「選任する予定もない」は、47.1%と約半数を占めている。（グラフ - 4）



5 メンタルヘルス不調者の相談は、企業の約半数が外部への委託で対応

メンタルヘルス不調者の相談の対応を「外部への委託」で行っている企業が54.4%、「管理監督者による対応」が52.0%、「社内に専門の相談員の配置」が34.1%である。しかし、相談体制がない企業も7.7%ある。（グラフ - 5）

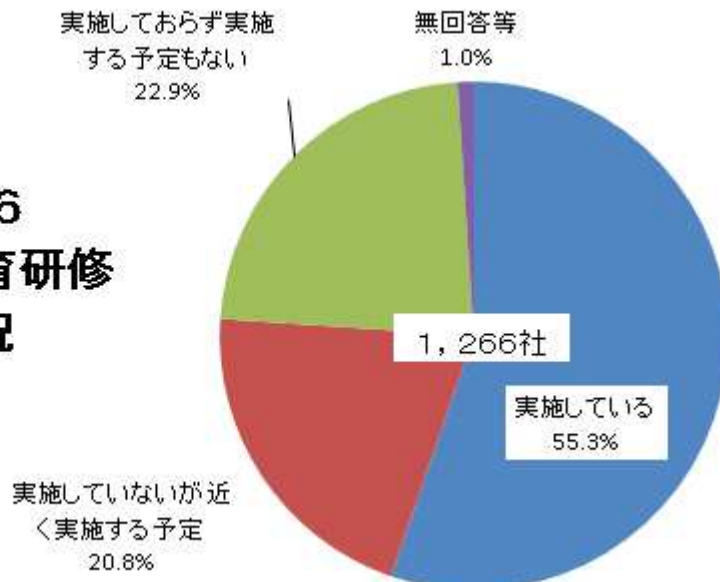
グラフⅣ-5 メンタルヘルス不調者の相談体制の状況
(複数回答)



6 労働者へメンタルヘルス教育研修を実施している企業は、55.3%

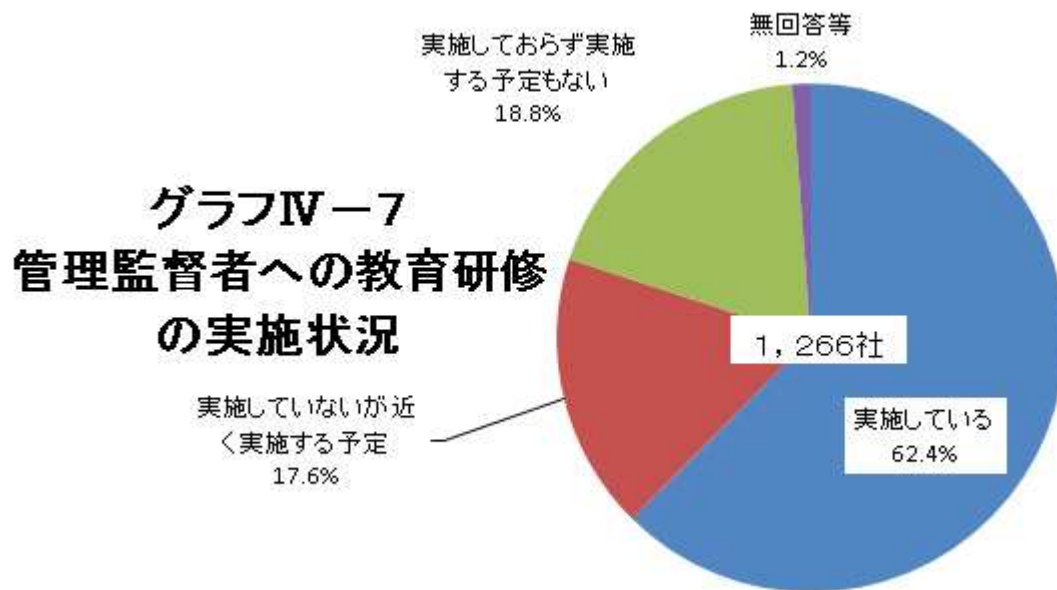
労働者に対しメンタルヘルスの教育や研修を実施している企業は、55.3%である。実施していないが、「近く実施する予定」は、20.8%、今後も「実施する予定もない」は、22.9%である。（グラフ - 6）

グラフⅣ-6
労働者への教育研修
の実施状況



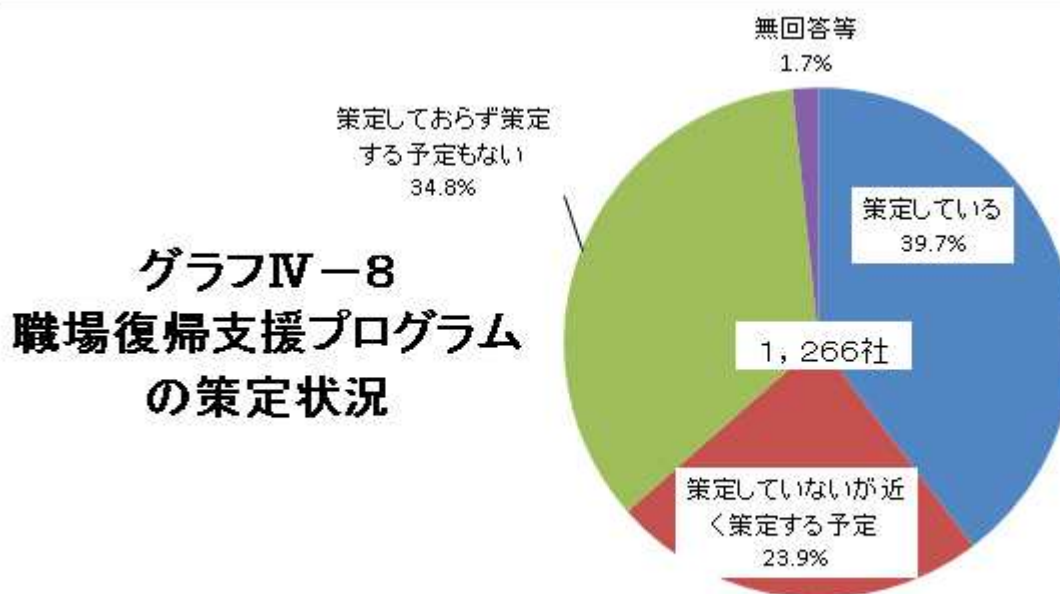
7 管理監督者に対しメンタルヘルス教育研修を実施している企業は、62.4%

管理監督者に対しメンタルヘルスの教育や研修を実施している企業は、62.4%である。実施していないが「近く実施する予定」は、17.6%、今後も「実施する予定もない」は、18.8%である。(グラフ - 7)



8 職場復帰支援プログラムを策定している企業は、39.7%

メンタルヘルスで休職していた労働者が職場に復帰する際の職場復帰支援プログラムを策定している企業は、39.7%である。策定していないが「近く策定する予定」は、23.9%、今後も「策定する予定もない」は、34.8%である。(グラフ - 8)



§ 過重労働対策について

1 1ヶ月に100時間を超える時間外・休日労働があった企業は、39.1%

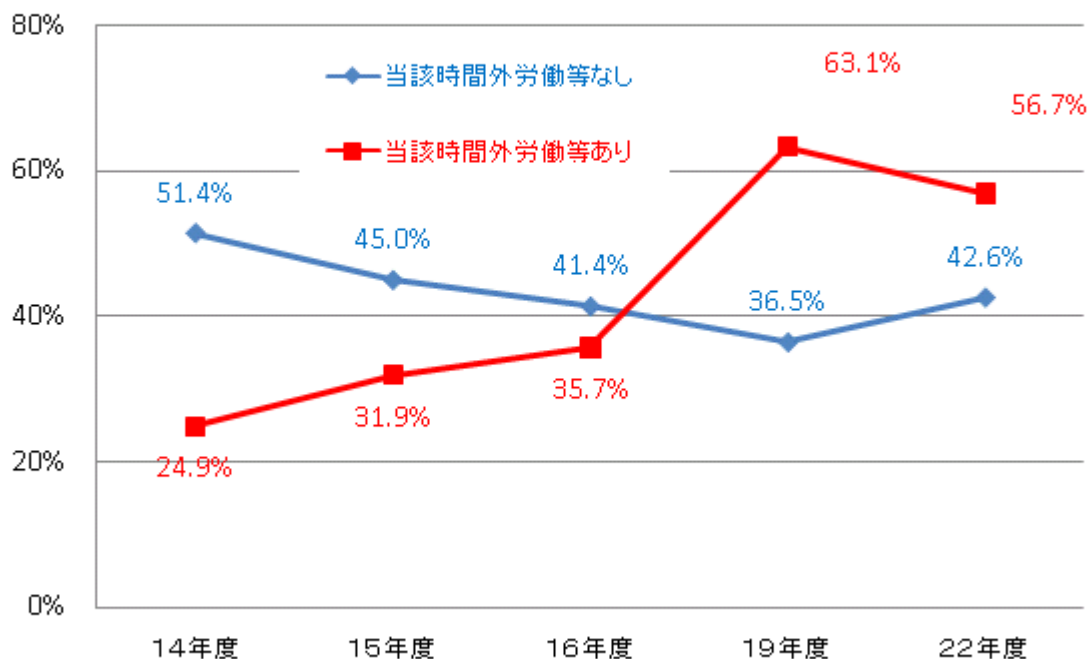
1ヶ月に100時間を超える時間外・休日労働があるとする企業は、39.1%である。(表 - 1)

(表 - 1) 《時間外・休日労働が1ヶ月100時間を超える企業》 (社(%))

時間外・休日労働が 1ヶ月100時間を超える労働者	いる	いない	回答なし
	495 (39.1)	765 (60.4)	6 (0.5)

また、1ヶ月に100時間を超えるか、2～6ヶ月を平均して月80時間を超える時間外・休日労働があるとする企業は、56.7%となっており、19年度調査と比較して低下したものの、14年度の調査値の2倍以上になっている。(グラフ - 1)

グラフV-1 1ヶ月100時間を超えるか、2～6ヶ月を平均して月80時間を超える時間外労働等がある事業場

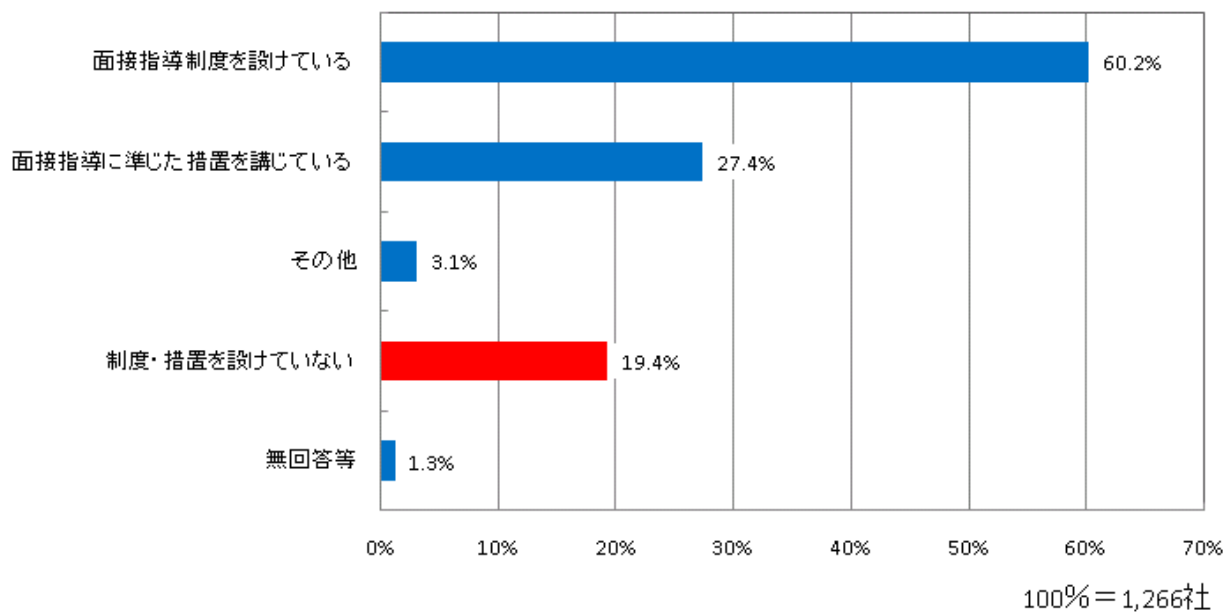


2 長時間労働者に対する医師による面接指導制度の設置は、60.2%

長時間労働者に対する医師による面接指導制度を設けている企業は、60.2%であり、面接指導に準じた措置を設けている企業は、27.4%となっているが、制度・措置を設けていない企業も19.4%に上っている。

医師による面接指導制度は、平成18年4月より法制化(規模50人以上の事業場)されたものであるが、努力義務であった平成16年度の調査では面接指導制度の設置は、39.0%であったことを踏まえると、法制化により徐々に整備されていることがうかがえ、さらに平成20年4月からは全ての規模の事業場に適用されたことから、今回の調査では19年度の調査値(50.5%)より約10ポイント改善されている。(グラフ - 2)

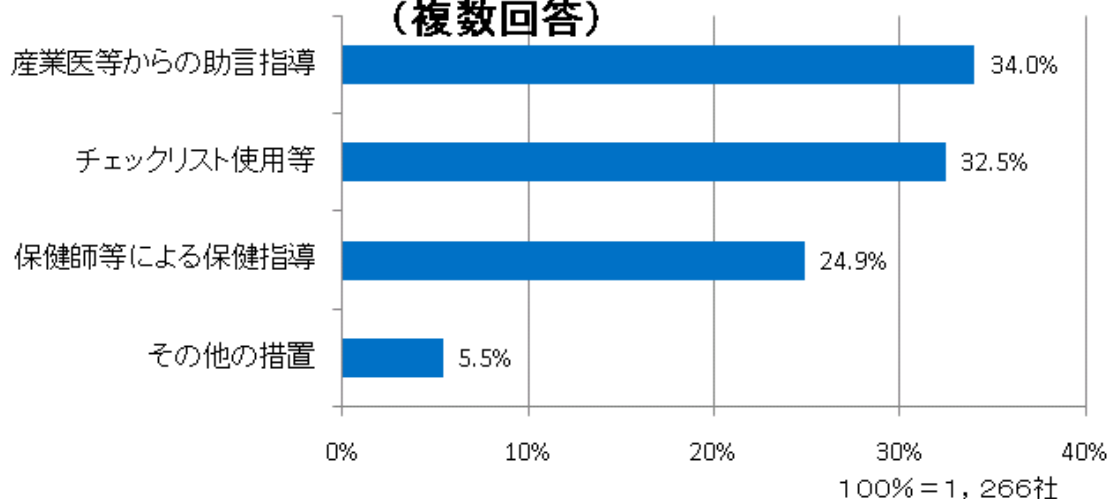
**グラフV-2 長時間労働者に対する面接指導等の制度
(複数回答)**



3 医師による面接指導に準じた措置は、「産業医等からの助言指導」が34.0%

面接指導に準じた措置で一番多いのは「産業医等からの助言指導」で34.0%、次いで「チェックリストで疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に対して面接指導」32.5%、「保健師等による保健指導」24.9%となっている。(グラフ - 3)

**グラフV-3 医師による面接指導に準じた措置の内容
(複数回答)**

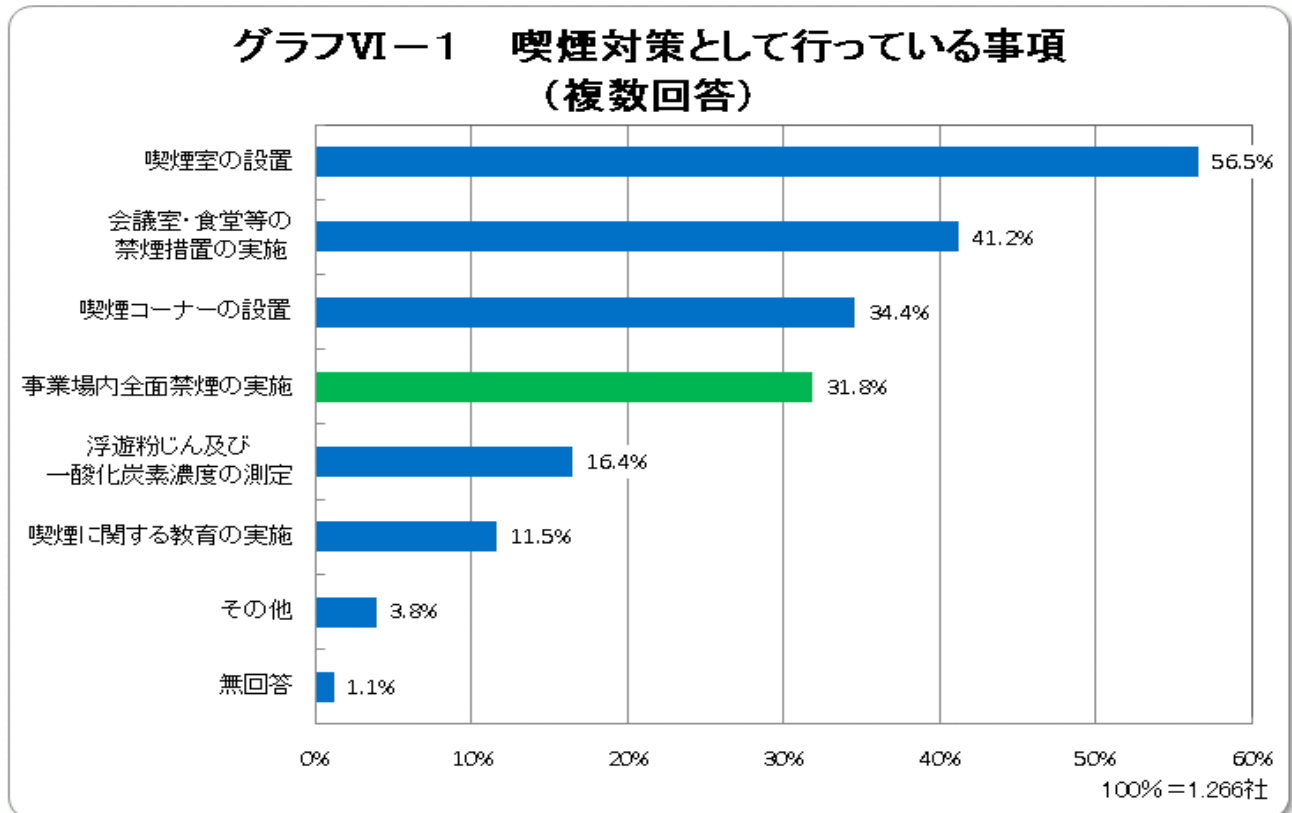


§ 職場における喫煙対策について

職場における喫煙対策ガイドラインは、75.2%に周知

職場における喫煙対策のためのガイドラインについては、「知っている」とする企業は、75.2%で、「知らない」とする企業は、24.2%である。

喫煙対策として行っている事項は、「喫煙室の設置」が56.5%で半数を超える企業で実施されている。また、「事業場内全面禁煙の実施」が、31.8%であり、ほぼ1/3の企業で実施されている。(グラフ - 1)



設置している喫煙対策機器は、「空気清浄装置」が41.1%、以下、「換気装置」35.1%、「煙を吸引して屋外に排出する装置」27.8%である。(グラフ - 2)

